



千
申
1
号

「第34回定期大会」の発言に 踏まえた申し入れ その3

3. 過半数代表選挙が行われる際には、投票の自由を保障するための管理体制とすること。

(組合) 具体的に「覗き込む事はダメ」という事は指導すること。

(会社) 誰に投票したのか探ってはいけない、また投票するその場において特定の候補者に投票を促してもいけない。

(組合) 公平・公正な投票方法となるように指導することを確認する。

(会社) 公正公平は会社の考えでもあり認識は一致している。

(組合) 公平・公正の観点で言うと、立候補期間についても、誰もが立候補できるように期間に余裕を持たせること。

(会社) 誰もが公平に立候補できるように、最大限努力してスケジュールを組んでいる。短いという指摘があるのであれば、意見として受け止める。

重要!

・投票するその場において如何なる立場の社員も投票に干渉してはならない。

重要!

・投票の方法は基本的には現場に任せてあるが、公平・公正な投票に反する方法についての具体例を紹介し、行わないように指導している。

・管理者が特定の候補者に投票を慫慂してはならない。



その4に続く

大会での発言を基にしっかりと労使で議論をして
会社の発展と組合員の幸福を目指していこう!